

イギリスにおける選挙制度改革*

成 廣 孝

はじめに

イギリスは最早、長らくその代表例として観念されてきたような相対的多数制（‘小選挙区制’，以下 FPTP）一色の国ではない。1997年に成立したブレア労働党政府による地域および地方政府レベルへの権限委譲の結果、スコットランド、ウェールズにはそれぞれ地域議会が設置されたが、そこではウェストミンスターの議会とは異なる制度が導入された。復活したロンドン市議会においても同様の選挙制度によって地方議員が選出されている。アルスタではこの地域にとってなじみ深い単記移譲式（STV）が導入されている⁽¹⁾。ウェストミンスターについても、いわゆるジェンキンス委員会が設けられ、その報告書は改革案として「AV プラス」（AV Plus）を提示している。Mitchell（2005）が述べているように、イギリスは様々な選挙制度の社会的実験の場となっているのである。

本稿では、(1)近年の選挙制度の研究および選挙制度改革⁽²⁾に関する研究を

* 本稿は、2007年5月19日から20日にかけて開催された日本選挙学会研究会（於神戸大学）分科会G制度部会「政権選択と選挙制度—イタリアの新選挙制度を素材として—」において筆者が行った報告「イギリスにおける選挙制度改革」の報告ペーパーをもとにしている。報告をお許し頂いた大山礼子先生を始め、司会をお務めいただいた真柄秀子先生、報告者の芦田淳先生、日笠完治先生、討論者の岡田信弘先生、フロアから有益な質問を頂いた秋本富雄先生、富崎隆先生に感謝したい。

(1) スコットランドの地方議会選挙についても、2004年の Local Governance (Scotland) Act の成立で STV が導入され、2007年5月の地方選挙において実施されている。

<http://www.opsi.gov.uk/legislation/scotland/acts2004/20040009.htm>

(2) 本来選挙制度改革とは、選挙権の範囲、選挙区の再分配、腐敗防止の制度、選挙運動の規制など、より多くの論点を含み、さらには選挙制度についての議論にあたっては、より広い代議制デモクラシーのあり方、代表概念そのものについての議論など政治システム全体にわたる問題を検討する必要がある。大山（2003）を参照。

Table 1 イギリスの選挙制度（提案を含む。Farrell (2002: 530) より作成）

| | 定数 | 制度 | 選挙区 | 定数 | 比例 | 計算法 | リスト | 備考 |
|--------------|-----|-----|--------|-------|------|--------|-----|------|
| 欧州議会 | 84 | PR | 11 | 7.6 | — | ドント | 拘束 | — |
| 北アイルランド | 108 | STV | 18 | 6 | — | ドループ | 非拘束 | — |
| ロンドン市長 | 1 | SV | 1 | 1 | — | ドループ | — | — |
| スコットランド | 129 | MMP | 73/8 | 1/7 | 43 | 多数/ドント | 拘束 | 重複あり |
| ウェールズ | 60 | MMP | 40/5 | 1/4 | 33 | 多数/ドント | 拘束 | 重複あり |
| ロンドン議会 | 25 | MMP | 14/1 | 1/11 | 44 | 多数/ドント | 拘束 | 5%条項 |
| 下院 (Jenkins) | 659 | AV+ | 544/80 | 1/1.4 | 17.5 | 多数/ドント | 非拘束 | — |
| 上院 (Cm7027) | — | PR | — | 地域 | — | — | 非拘束 | — |

概観するとともに、(2)イギリスにおける選挙制度システム改革に関する歴史的議論と近年の改革について概観したうえで、(3)スコットランド議会選挙制度の事例を中心に、改革のもたらした帰結や、有権者などの改革についての評価について考えてみたい。

1 選挙制度改革の政治学

選挙制度の研究については、専ら選挙制度から有権者や政治エリート（候補者など）に与えるインセンティブ、それを通じて形成される政党システムや有効政党数に与える効果（「デュヴェルジェの法則」）が注目されてきた（Duverger 1954；Cox 1997など）。その一方で、デュヴェルジェが想定した因果関係とは逆に、政治の側が選挙制度を決めるという考え方に基づく研究は、決して多いとはいえない。

一般的に考えれば、選挙制度の決定・改革は広い意味での制度改革の一部である。Tsebelis (1990: Ch. 4) によれば、制度改革には「効率的」(efficient) な制度改革と、「再分配的」(redistributive) な制度改革が存在する。前者は全ての個人・集団の条件を改善する制度改革であるがゆえに、全員の支持を受ける。後者はゼロサム的、つまりある者の条件を改善するには、誰かの条件を犠牲にせねばならないがゆえに、政治勢力の間で選択肢の間で選好の違

いが発生する。選挙制度改革は後者の典型であるとされる。

二大政党が提携して小選挙区制度を導入するといったように、政権の座にある政党が選挙制度を自らに都合のいいように改変する可能性は否定できないものの、政権に就いた政党はその選挙制度の恩恵を受けているからこそそうなったということもいえる⁽³⁾。実際のところ、選挙制度の変更は、安定した民主主義においてはまれな事象である(河野2002:147-154)⁽⁴⁾。

選挙制度改革・創設に関する研究の一つの基盤は、政治的アクターの議席(あるいはポスト、政策的利益)最大化行動である。いわゆる「ロッキン仮説」(Rokkan hypothesis) (Flora et al. eds. 1999:257, 元は Rokkan 1970) は、世紀転換期大陸ヨーロッパの選挙権拡大期に、既存エリートが自らの生き残りを確実にするために比例代表制を導入した(弱者の戦略)、というものであるが、この仮説も支配的な政党による(おそらくは将来の自己がもつであろう社会的支持の期待にもとづいた)自己利益のための意識的デザインの結果としての選挙制度という考え方に基づいている。近年では Boix (1999) がその拡張を行っている⁽⁵⁾。同様の考え方に立つものとして、Benoit (2004) は、政党(その他の政治的アクター)の議席最大化行動を仮定する選挙制度改革のフォーマル・モデルを提示している。期待議席を最大化する別の選挙制度を導入しようとする政党が、憲法などに規定されている、改革に必要な割合以上の連合を形成することができれば制度改革が行われ、現状より改善する余地が失われたときに均衡に達して変化が止まるというものであ

(3) 同様の問題を大黒(1999)は「制度改革のジレンマ」と呼んでいる。

(4) 河野は、Bawn(1993)の議論を一般化して、選挙制度に関する政党の選好は選挙制度がもたらす得票率から議席への換算という機械的な問題への考慮にのみ依存するのではなく、連立をめぐる思惑など、各政党がおかれているその時々政治状況によって影響される、と述べるとともに、片山政権期において社会党政権が比例代表制を導入しなかったことを例に挙げている。

(5) Boix(1999)においては、議会参入に必要な得票率(Effective Electoral Threshold)を従属変数、社会主義勢力の強さ、ブルジョア政党の分裂度を独立変数としたモデルとなっているが、主に世紀転換期から戦間期にかけての、民主化途上のヨーロッパ諸国を対象とした分析である。第二次大戦後民主化したドイツ、日本、イタリア、イベリアなども含まれている。

る。

Reilly and Reynolds (1999) は、選挙制度の導入・改革について、ハンティントンばりの「三つの波」が存在し、それぞれの時期（波）において採用される代表的な選挙制度および、制度が導入・改革される様相が異なると述べている。第一の波においては、支配層が比較的同質的なアングロ・サクソン諸国において、その優位を固定化するための相対多数制が導入され、それに対して社会がいくつかの集団に分裂する傾向の強い大陸ヨーロッパにおいて、それぞれの社会集団の間の統合を図るために比例代表制が導入される⁽⁶⁾。第二の波は第二次世界大戦後であり、植民地支配から独立する新興諸国が旧宗主国の制度を引き継ぐ（旧イギリス植民地における相対多数制、イベリア植民地における比例代表制など）パターン、他国が例えば敗戦国に対して制度導入を強いるパターン（西ドイツ）が挙げられている。第三の波においては、東欧などの地域における新興民主主義諸国において、各制度のメリット・デメリットを考慮し、議論を行った上で選択を行う意識的設計（conscious design）が行われたとする。ただし、この場合においてもエリート間交渉や妥協により制度が選択される可能性が排除されるわけではない。一般的に言うなら、改革によって選ばれる選挙制度は、ある国においてそのときどのような政治的課題が議題に上っているかということに依存するということでもある。

これらの議論の多くは、新興デモクラシーで最初の選挙制度（founding election）が導入される場合や、有権者数の急速な拡大がおこる民主化途上の歴史的事例など、「政党の制度化」（Moser and Scheiner 2004）があまり進んでいない局面を想定したものであり、安定したデモクラシーにおける選挙制度改革（あるいはその不在）についての説明を行おうとするものは少ない。また、これらの議論は基本的に政治的エリートが受動的な有権者に選挙制度を賦与する構図となっているが、1959年および1968年のアイルランド、近年

(6) 多極共存型デモクラシー（consociational democracy）において権力分かち合いのため比例代表制が導入される、というレイプハルトと発想を同じくする（Lijphart 1977）。

のイタリア、ニュージーランドのケースではレファレンダムを用いて有権者が選挙制度の決定に大きな影響を与えている。

Norris (1995 a) は、安定したデモクラシー諸国における選挙制度システム改革の事例 (ニュージーランド、イタリア、日本など) から、制度改革の原因として3つの長期的要因の複合を挙げている。(1)選挙結果および政治的編成の変動 (政治的脱編成 political dealignment), (2)スキャンダルおよび政府の失敗, (3)レファレンダムによる有権者の要請, これらが制度改革の潜在的な原因になりうるというのである。Dunleavy and Margetts (1995) も、1960年代以降、アメリカを除く多くの相対多数制国において、既存政党への不信やマスメディアの発達、選挙キャンペーン技術の進展によって、政党システムの細分化 (fragmentation) が進む傾向にあり、選挙制度を変更する圧力になりうることを指摘している⁽⁷⁾。一方、Sakamoto (1999) は、90年代前半に選挙制度改革を行ったニュージーランド、イタリア、日本の事例を比較して、Norris (1995 a) のようなマクロ的要因の影響力を認めつつ、日本の事例については大衆の圧力をそのまま表出するレファレンダムのプロセスを経ていないことから、マクロ的要因が選挙制度改革に繋がる間に、政治的アクターのインセンティブ構造が変動し、新制度と改革派の利害が一致することが必要であったとする。

2 イギリスにおける選挙制度改革

この節では、イギリスにおいて行われてきた選挙制度改革の試みを、前節でみた理論的観点に基づいて概観するとともに、選挙制度改革のなかでどのようなことが議論の対象となったのかということについて論じる。

(7) イギリス、ニュージーランド、カナダなどが例に挙げられている。

2.1 ウェストミンスター議会

2.1.1 ジェンキンス報告まで

イギリスの多数制は13世紀中頃、シモン・ド・モンフォール (Simon de Monfort) の改革まで遡ることができるといわれるが、その定数は必ずしも1人に限られない状況が長らく続いた。むしろイングランドで圧倒的多数を占めたのは2人区で、ロンドンなどの4人区、いくつかの1人区は数%に過ぎなかった。アイルランド、ウェールズ、スコットランドでは1人区が支配的であったが、それでもイギリス全体となると、1人区の割合は2割に満たなかった。19世紀の改革は都市部における定数を増やしたため、依然として1人区が支配的になることはなかった。選挙権拡大を中心とする選挙制度改革が進む中で、大陸ヨーロッパ同様、土地所有階級が少数派に陥ることへの危機感から、Cumulative Vote 制 (有権者定数と同数の票を持ち、重複投票可能) を提案するものもあった。同様の趣旨から制限投票制 (Limited Vote, LV. 移譲式でないので調整問題⁽⁸⁾が発生する) が都市の選挙区で導入されている。この頃ヘア (Thomas Hare) が比例代表制 (全国1区 STV) 導入を主張し、ミル (John Stuart Mill) もそれを支持したが、彼らの目的は教養あるエリート=少数派を議会に残すことであった。第3次改革の頃には STV の導入も検討されたが、保守党、自由党ともに1人区を支持するようになったことで、LV 選挙区の多くは廃止され、FPTP が支配的になる。保守党にとってはこれも少数派生き残りの一環であったとされる (Carstairs 1980, 甲斐 2003)。

第一次世界大戦の時期、挙国一致政権の登場や労働党の進出にともなって政党システムが流動化・多党化したこともあり、1916年から翌年にかけて開かれた両院議長会議 (Speaker's Conference) はバラ選挙区における比例代表制 (STV)、1人区における AV という混合的制度の導入を提案したが、17年から翌年にかけて提出された改革法案は否決された。自由党は党勢の衰退を受けて、1922年党大会以後比例代表制 (主に STV) の導入を訴えるよう

(8) 調整問題については Lijphart et al. (1986) や川人 (2004) などを参照。

になり、労働党が未だ単独で過半数を獲得できない三党制状況において、支持を与える見返りとして比例代表制導入を求めたが、労働党の大勢は既に未来を見据え、FPTP 支持に傾いていた。1931年の労働党政権時には AV の導入が検討されるが、上院の反対で実現しなかった。結局第二次世界大戦後には保守党・労働党が90%以上の得票率を独占する典型的二党制が現出し、一時の不確実な状況がなくなるとともに、小政党に転落した自由党のか細い声はかき消される (Hart 1992 ; Norris 1995)。

再びイギリスの選挙制度への疑念が高まるには1970年代を待たねばならなかった。この時期になると FPTP の問題点が明らかになってくる。二大政党の投票シェアが減少し、自由党が復活するとともに地域政党が議席を確保するようになる一方、労働党が利益を受けがちな南北の議度配分のアンバランスが明らかになる。FPTP の下での「敵対的政治」はイギリス経済不振の一因とされた。74年2月総選挙では、1929年以來のハング・パラメントとなった。この中で保守党内でも Conservative Action for Electoral Reform が STV を提案するなどの動きが見られ、自由党などとともに、超党派の National Committee for Electoral Reform (NCER) が設置された。不公平な選挙制度のもとで労働党内の極左派が権力を握ることへの強い危機感が背景にあった。ただし、二大政党の大勢は自らに利益を与える FPTP を支持し続けた⁽⁹⁾。80年代になると、サッチャー政権が過半数に及ばない得票で強気な政権運営を進める一方、自由党・SDP 連合は得票率で労働党に迫りつつも議席は遠く及ばないという状況で、FPTP の歪みが更に強く意識されることになった。これにともなって選挙制度の改正を求める Charter '88 などの団体の活動も活発になる。

この状況が変化するには、労働党がサッチャーに3連敗を喫し、党の将来に不安を感じざるを得ないような状況まで追い込まれる必要があった。キ

(9) Weir (1992)。70年代中盤に実施されたいくつかの世論調査では、自由党支持者のみならず、保守党支持者の中でも比例代表制の導入に賛成する意見が多くみられた。利益を受けていた労働党支持者は、比例代表制を「より公平」と評価しながらも、それが生み出す結果については利己的な判断を(正直に)示す者の割合が上回った。

ノック (Neil Kinnock) 党首のもとで、比例代表制導入を求める動きや、ハング・パラメントの出現を考慮して、アシュダウン (Paddy Ashdown) の自由民主党への接近が開始されている。党内にはハタズリー (Roy Hattersley) ら有力者の反対もあったが、権限移譲により設置される地域議会や欧州議会、地方政府の選挙制度を含めて研究を行う場として、1990年12月、プラント教授 (Raymond Plant, Lord Plant) を座長とする作業部会 (通称プラント委員会) が設置された。こうした動きは来る92年総選挙において、反トリーの戦略投票を促す意図もあったとされる (Westlake 2001)。

プラント委員会の勧告から、権限移譲後の議会や欧州議会の選挙においてウェストミンスターと異なる制度を導入する方針が実際に採用されることになった。一方でプラント委員会の最終報告 (第3次) におけるウェストミンスター議会の選出方法の代替案は、結局党内意見の分裂状況に妥協した結果、FPTP と比例性という点でそれほど変わるところのない SV⁽¹⁰⁾であった。AMS 支持派は9対7の僅差で敗北している。こうした意見の対立は労働党議員においても同様であり、Labour Campaign for Electoral Reform の推すAMSを支持する議員と、伝統的 FPTP によって再び政権に復帰しようとする議員に分かれた。党の分裂を回避しつつ、自由民主党との協力関係も維持したいと考えた党首スミス (John Smith) の結論は、現行制度と代替案の間でレファレンダムを実施するというものであり、93年党大会において党の公式の政策となる⁽¹¹⁾。

1992年総選挙後自由民主党は、党首アシュダウンのもと、等距離戦略 (equidistance) から、労働党との協調=「プロジェクト」 ('the project') 路線に転じた。権限移譲と選挙制度改革においてもこの共闘路線が大きな意味をもつことになる。1992年頃からキノック、スミス、ブレア (Tony Blair)

(10) 戦略投票を促すことで主に自由民主党を利する反面で、保守党に不利なバイアスをもつとされる。

(11) スミスはスコットランドにおいて比例代表を導入することには積極的であったが、個人的にはウェストミンスターで同様の変更を行うべきであるとは考えていなかった (Stuart 2005 : 293-296)。

やジェンキンス卿 (Roy Jenkins), アッシュダウンらとの間で、反トーリー陣営形成、と国政改革 (上院改革, 権限移譲, 欧州人権規約など) に関する会合がもたれるようになる。ブレアは「進歩的」二党の協力に強い意欲をみせた。ジェンキンスは自由民主党にとっての比例代表制導入の重要性をブレアに伝え、労働党内でもクック (Robin Cook), マンデルソン (Peter Mandelson), リドル (Roger Liddle) らは比例代表制導入を含めてプロジェクトを支持していた。これに対して、ブラウン (Gordon Brown), ストロウ (Jack Straw), プレスコット (John Prescott) らは自由民主党との提携を含めて反対の立場をとった。ブレアは比例代表 (AV) 支持に傾いていたとされるが、プロジェクト反対派との内紛の懸念に加え、保守党およびメディアがこの問題を攻撃してくることを怖れていた (Seldon 2004; Ashdown 2002)。皮肉にも97年総選挙が労働党に419議席もの安定多数, 自由民主党にも戦後最大の52議席を与えたことは、連立およびウェストミンスター議会への比例代表制導入について、それぞれの党内のプロジェクト反対派を説得する材料を失わせた。公約通り選挙制度検討のためジェンキンスを委員長とする「投票制度に関する独立委員会」が設置されるが、その前途は発足時点から多難であったといえる。1997年総選挙の結果が、安定多数を得るために連立を必要とするような状況であれば、Boix (1999) や Benoit (2004) が想定するような、政権維持を目的とした制度デザインが行われた可能性があったかもしれない⁽¹²⁾。

イギリスにおいて選挙制度改革運動が成功をみなかった理由として、Norris (1995b) は、(1)運動がエリート主導のものであり、大衆の関心が低かったこと、(2)たとえ国民の間に改革の機運が盛り上がったとしても、イタリアやニュージーランドのような国民投票の制度が存在しなかったこと、(3) 二大政党の間で改革への支持がなく、労働党において改革への動きが出てき

(12) ただし、その後もブレアはプロジェクトを完全に放棄しようとはせず、合同内閣協議委員会 (Joint Cabinet Consultative Committee) を設置するとともに、ウェストミンスター以外の地域議会への比例代表制の導入を進めた。

たといっても未だ支配的となるにはほど遠かった、ということも挙げている。

また、より理論的なものとしては、Dunleavy and Margetts (1995) が空間理論と「取引コスト」(transaction cost) 概念を組み合わせることで、イギリス下院の選挙制度改革が実現しにくい理由を説明している。「統治能力」(governability) と「比例性」(proportionality) の2つの軸からなる2次元空間において、保守党、労働党、自由民主党の3党の最適点 (optimal point) から、勝利集合 (winset) を考えるモデルである (Fig. 1 ~ Fig. 3)。取引コスト⁽¹³⁾を考慮すると、労働党・保守党による勝利集合の可能性がなくなってしまう (Fig. 2)⁽¹⁴⁾。

2.1.2 ジェンキンス委員会報告

上述の「投票制度に関する独立委員会」通称「ジェンキンス委員会」は1998年10月に報告書を提出している。政党

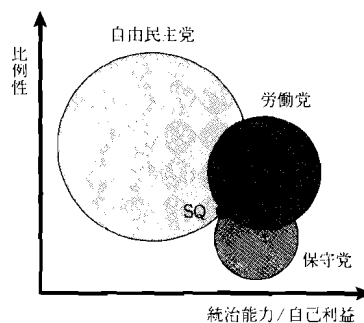


Fig. 1 連合可能性

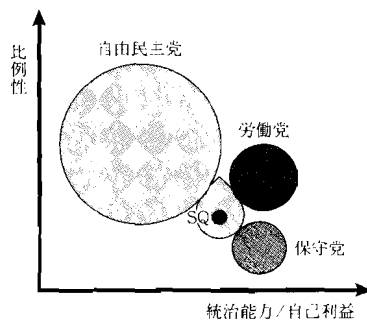


Fig. 2 取引コストがある場合

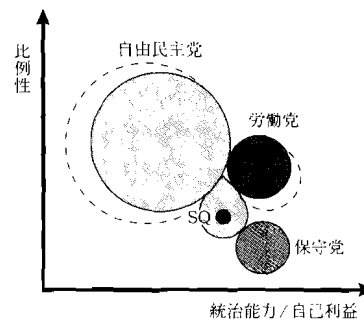


Fig. 3 90年代半ばの状況

(13) ここでは世論の反応や、各党内の議員・活動家の反対などが考えられる。
 (14) 比例代表制や混合制を導入すると(逆も然り)、制度によっては(名簿式の場合など)党と党員の権力関係に影響を及ぼす可能性がある。これは党員や議員、活動家にとっての合理性と党としての合理性のズレを生む。政党同士の提携による選挙制度改革によって政党に利益があったとしても、個人的な便益は必ずしも大きくない可能性がある。

や団体のみならず代表的な選挙制度研究者による理論的・実証的根拠に基づく意見書が数多く採録されている。報告内容にも、それらの政治エリートや教養層の持っている見解が反映されているものと考えられる (HM Government 1998)⁽¹⁵⁾。イギリスの場合、王立委員会のような独立の組織に多くの専門家が集められることで、非常に広範な問題が議論の俎上に上ることになる。ここでは、イギリスの選挙制度改革において重視される政治的・理論的問題について、事実上死産したが故にあまり振り返られることのないジェンキンス委員会報告を素材にしながら検討したい。

委員会は、将来レファレンダムが実施される場合に、FPTP と並んで有権者に示される代替制度の提案をなすことを中心的な責務とした。付託がなされるにあたっては、選挙制度の評価をなすにあたって政府から4つの基準が示されていた⁽¹⁶⁾。「比例性」(broad proportionality)、「安定政権」(the need for stable government)、「有権者の選択の拡大」(an extension of voter choice)、「議員と有権者の選挙区における地理的な紐帯の維持」(the maintenance of a link between MPs and geographical constituencies) という、対立し合う要請を含み、全てを同時に実現することが困難な基準である。

委員会は現行システムと代替案の候補について、主に4つの基準に基づいた議論を展開している。まず現行 FPTP の特徴として、長らく国民に親しまれており、変更への熱意は高くないこと、投票方法、カウント方法における単純さ、一党による多数派獲得の可能性が高いこととそれゆえに失敗した政府を壊すことができること(安定政権と応答性あるいはアカウンタビリティ)、議員と選挙区との直接的な関係が明確であること、である。その欠点については、敵対的政治(adversary politics)が常態となることによる非統合作用、意見の変動を誇張する性質(非比例性)、すなわち全投票の1/2に満たない得票率で人工的に形成された多数派が、70年代までの労働党のよう

(15) 甲斐(2004)は、イギリス選挙制度改革史における STV の位置づけを行うなかで、ジェンキンス委員会報告についても言及している。

(16) 90年代のプラント委員会において検討が行われていた点が多く、議論の前提となっていることが推測される(Plant 1991)。

な国有化、80年代サッチャー政権の行った大規模民営化・人頭税導入のような反対も多い強引な政策を推進すること (Lord Hailsham の批判した 'electoral dictatorship'), 反面第3位の政党が大きな不利を受けること, 二大政党支持の地理的分裂によるアンバランス⁽¹⁷⁾, などが挙げられている。選択の拡大という基準について, 実質的な競争が150程度の選挙区に限定され, 残りはセーフ・シートであるため, 実質的に選択の意味がなくなっており, 得票率にも悪影響を与えていること, が挙げられている。個別の選挙区についてみても, 相対多数 plurality であって過半数 majoritarian ではなく, 半数近い議員が実際50%の得票率を得ていないということである。女性やマイノリティの議員を増やすことに関しても, 名簿式のほうが対応しやすい側面がある。単独政権の伝統が重視されてきた一方で, 過去150年間において, FPTP のもとで「安定した」単独政権が生み出されたのは, 64年間程度でしかないことも指摘されている⁽¹⁸⁾。これらは, FPTP の長所と短所について, 様々な研究や団体の意見を網羅的に検討したものといえる。

次に, 軽微な変更である, 「順位指定投票制」(Alternative Vote, 以下 AV) の検討が行われている。AV は, 選好投票 (preferential vote system) の一種であり, 選挙区の定数が1であるという点においては相対多数制と同じであるが, 投票者は候補者について選好順位を付すことができる。第一選好順位のカウントにおいて過半数の得票を獲得した候補者がいない場合, 最下位だった候補者が除外されるとともに, その候補者を第一選好としていた投票者の票が第二順位の候補者に配分されて, 第二回目のカウントが行われる。このサイクルはいずれかの候補者が過半数の得票を得るまで繰り返される。自由民主党の党首選挙において採用されている方法である (成廣 2006)。類似の制度として, 選好順位の記載が第二位までに制限され, 上位2人のみが残される二回目のカウントにおいて過半数の得票が必ずしも要求されない

(17) 70年代までは保守党に有利であったが, 90年代に入ってスコットランド, ウェールズから実質保守党が排除され, 自由民主党も労働党寄りになったことから, 労働党に有利なバイアスが存在しているといわれる。Johnston et al. (2001) を参照。

(18) ただし戦後の60年で安定政権がもたらされなかったのは12年程度である。

「補充投票制」(Supplementary Vote, SV)があり、ロンドン市長選挙において採用されている。

AV は相対多数制に近く、有権者の選択が拡張されるとともに、死票が減ることが期待されるが、比例性という点では AMS などの MMP や STV より非比例的であり、労働党と自由民主党の政策距離が接近する状況においては保守党に対するバイアスが生じる。委員会は AV、そして同様の性質を持つ SV、二回投票制については、4つの基準のうち、比例性について FPTP よりも悪化する可能性があることに加え、有権者に実質選択の余地がないセーフシートが多く残されるということを理由にこれらを斥ける (HM Government ed. 1998 : Ch. 5)。

STV は比例代表の一種であるにとらえられ、イギリスにおける選挙制度改革の歴史上、しばしば導入を検討されるとともに (前述のヘアの提案や1916～17年の議長会議提案)、イギリスの一部であったアイルランド、そして現在アルスタ議会・欧州議会選挙において導入されている制度である。比例性が高く、同じ選挙区における同一政党の候補者の中での順位付けが可能であるという点で選択の拡大に資すると評価されているものの、その利点に付随する大きな欠点を理由に委員会は STV の導入を推奨しない。それは、アイルランドやマルタよりも大きな人口を持つイギリスでは選挙区が大きくなり、議員と有権者の繋がりが弱まる可能性がある。選択の幅が大きくなる一方で、投票用紙は長く複雑になり、平均的有権者にとって大きな負担を与えることになる。この状況では拡大したはずの選択が意味をなさないうえ、複雑であるゆえの投票率低下を招く可能性がある。実際にアイルランドで無効票が増大し、投票率も低下していることが知られている。さらに、スコットランドやウェールズ、欧州議会選挙で導入されることになった比例代表制と異なる制度であることも、混乱を助長する可能性があるとする⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁹⁾ HM Government ed. (1998 : Ch. 6)。その他、1917年の議長会議提案でみられたハイブリッド型 (都市部における STV とそれ以外の FPTP の混在) による比例性改善と選挙区の維持も狙上に上っているが、却下されている。

最後に検討の対象となるのは混合システムである。ここでは、4つの要請と、委員会による追加的な条件を和解除するフレキシビリティを持ったフレームワークとして、MMP の一種である AV+が推奨されることになる。これはイギリスにおける選挙区重視の伝統を維持しつつ、限定的修正を行うことで少数派への公平性賦与を行うことができるとされている。二票制・非拘束式名簿式を用いることで、同一政党内での候補者間の選択が可能になる(選択の拡大)。一方、安定した政府をつくるための調整も可能である。ドイツ型では名簿式の上乗せ部分が50%になっているが、これはイギリスにおいてはリンクの観点から問題をはらむ上、高い確率で連合政治をもたらす。これは小規模な中道政党に過大なバーゲニング・パワーを与えることが、二大政党の反発を招きかねない⁽²⁰⁾。委員会もこの問題に敏感であり、上乗せ部分を15~20%とすることである程度の比例性を実現しつつ、多くの場合安定政府の成立を実現するという方法を選んでいる⁽²¹⁾。選挙区部分に AV を採用することについては、選択の幅が増すこと、当選者が過半数の支持を得て、正

(20) 委員会報告には、各党や研究者、各種団体の意見書が採録されている。

保守党意見書は FPTP 以外のいかなる選択肢も斥ける理由として、FPTP は政府や議員をアカウントブルにするために必要である(実績をあげられないときに下野あるいは落選させられる)こと、安定で効果的な政府を成立させること(同時に強力で次回選挙でオルタナティブとなりうる野党をつくる)、選挙区において議員や政党が全選挙民の利害を考える必要が生じるという点で「代表性」を増すということを挙げる。4つの基準との関連では、安定政府や選挙区におけるリンクが上位の価値とされている。選択の拡大については、選好投票は所詮2位以降の順位を加えての話であり、2回目以降のカウントによる「過半数」の獲得にも重きをおいていない。

比例性概念および比例代表的制度については、労働党、保守党ともに優先順位が低い。のみならず、得票と議席数の間の比例性指標的な意味での比例性よりも、権力行使の次元における比例性—シャープレイ・シュービック指数やバンザフ指数のような—について注目し、(西)ドイツにおける FDP のような得票率の低い政党が連合政治状況においてその要政党としての(イデオロギー的)位置を資源として、不釣り合いな力(ポスト、政権参加)を得ることを問題視している。

(21) イングランドでは幾つかのカウンティあるいは大都市ディストリクトで併せて65ブロック程度となる。スコットランド、ウェールズではそれぞれの地域議会における AMS のブロック(8および5)を充てるものとし合計80ブロックとなる。大都市・アルスタについては2ブロックにそれぞれ2人の上乗せ定数を割り当てると、1ブロックあたり1ないし2の定数とする。シミュレーションでは、92年を除いて過去4回(97年以前)の選挙で安定政権を実現しようとされている(HM Government ed. 1998: Annex A)。

統性を増すことに加え、死票が減ることを理由としている。それに加えて、候補者がより広い支持を集めようとする必要があり、他候補への攻撃を避けるようになることが期待されている。これは、議会政治のあり方全体をコンセンサス志向のものに変えたいという委員会の意向が反映している。選挙区を大幅に変更する必要はなく、制度としてもそれほど複雑にならない (HM Government ed. 1998 : Ch. 7)。この提案について、結果においてそれほど大きな変化を起こさない故に、比例代表制支持者からは微温的として批判されているが、現在のイギリス社会における意見分布の状況に制約をうけつつ現実的な改革案を提示しようとした努力は評価できよう。

2.1.3 上院改革案における選挙制度

2007年2月に出された上院改革についての白書 (Cm 7027) においては、直接選挙に基づく議員選出の導入を前提とする場合、当然必要になってくる選挙制度の議論が含まれている⁽²²⁾。そこで提案されている選挙制度は、'partially open list system' (または partially open regional list system) すなわち「準非拘束名簿式比例代表制」である。名簿の単位は欧州議会選挙のリージョンに対応し、欧州議会選挙と同じ周期で実施 (1/3 ずつ改選) され、15年任期、再選・再指名なしとなっている⁽²³⁾。

FPTP や比例代表制、STV など諸システムの長所短所が検討されているが、FPTP の重要な特性として、安定した明白なマンデートに基づく多数派政府形成の蓋然性の高さ、といった要素に加えて、領域代表 (territorial representation) 概念との関連が強いことが挙げられている。地域別名簿式比例代表制 (regional lists, PR) を推奨する理由としても、比例性に加えて、一定の地域を代表するという性質が維持されることが挙げられており、ジェンキンス委員会における検討事項における評価が踏襲されている。

⁽²²⁾ HM Government (2007)。上院改革の経緯については、梅津 (2004) を参照。

⁽²³⁾ 上院は下院とは異なる性質の議会とするという考え方のもと、いくつかの原則 (補完性の原則 (principle of complementarity)、複合性の原則 (principle of composition) など) のもと、単に選挙システムを創設する以上の改革となっている。

2.2 スコットランド議会

70年代末のレファレンダムにおける敗北ののち²⁴⁾、スコットランド自治運動が再び息を吹き返したのは80年代半ばのことである。87年総選挙では、労働党がイギリス全体としては惨敗を喫したのに対し、コミュニティ・チャージ (Community Charge, 俗に‘人頭税’ (Poll Tax)) に象徴されるサッチャー政権に対する反発は強く、スコットランド労働党は多くの議席を奪回した。スコットランド労働党の中で自治を目指すグループは Scottish Labour Action (SLA) や超党派の Campaign for the Scottish Assembly (CSA) に拠り、ロンドンの執行部に対しては、分裂をちらつかせながら運動を進めていった。1988年、CSA に Constitution Steering Committee が置かれ、翌年の「スコットランド国制会議」(Scotland Constitutional Convention, 以下 SCC) の結成が準備された。スコットランド労働党のリーダーで影のスコットランド相であったデューワ (Donald Dewar) のもと、党としての SCC への参加が決定した (富田 2002)。

SCC はスコットランドへの権限移譲とその政治制度のあり方を討議するための超党派組織であったが、事実上労働党と自由民主党が主導する形となった。自治派の認識としては、スコットランド議会を設置するにあたっては、スコットランド内での (反トーリー) 自治派が手を組むことが必要であり、そのためには比例代表制の導入も受け入れるということであった。選挙制度については、SCC から1990年と1995年に2つの報告書が提出されている (Davidson 1995 : Ch. 5)。SCC は1994年から95年にかけて、スコットランド議会の選挙制度とジェンダー平等化についての話し合いを行った結果、最終報告書「スコットランドの議会、スコットランドの権利」(Scotland's Parliament : Scotland's Right) において重要な提言をしている。そこで提案された選挙制度は、実際に導入された選挙制度と全く同様の、一人二票制の追加メンバーシステム (Additional Member System, AMS) であった²⁵⁾。自由民主党が長らく比例性の高い STV を主張してきたのに対し、労働党は複

²⁴⁾ スコットランド自治運動の歴史的展開については小館 (2001) を参照。

雑さと選挙区・議員リンクの曖昧化をもたらす STV に対する拒否反応が強く、AMS を支持していた⁽²⁶⁾。

FPTP のもとで過半数の得票なしに支配的な議席数を得ていた労働党が比例代表制を受け入れた背景として、Taylor (2002: Ch. 3) は、70年代のレフェレンダムにおいて住民の40%の賛成票を得られなかったことから、広範な支持を受けていることをアピールするために自由民主党との協調が欠かされたこと、スコットランド労働党の強い地域がスコットランドの中央ベルト地帯に集中していたことが、それ以外の地方の反感を招くことを懸念したこと、将来 SNP が FPTP のもと、過半数に満たない得票で過半数の議席を獲得することになれば、独立運動が勢いを増す可能性があると考えたこと⁽²⁷⁾にあったとする。

このようにスコットランドで権限移譲および制度形成への議論が積み重ねられていくなか、ロンドンでは分権に関する動きは鈍かった。労働党内で権限移譲についての取組みが始まるのは、権限移譲に熱心であったスミスが党首に就任するのを待たねばならなかった。彼が死去したのち後を継いだブレアも分権さらには比例代表制の受け入れまで理解を示していた。ロンドンの労働党首脳部は権限移譲の提案が目前に迫った政権奪回の機会に影響を及ぼすことを怖れたため、スコットランド、ウェールズへの権限移譲については、70年代の先例に倣ってレフェレンダムを行うこととした⁽²⁸⁾。それでも、ス

25) スコットランド憲法会議の Web ページ <http://www.almac.co.uk/businesspark/scc/> を参照。ジェンダー平等については政党間の協定によるものとされた。

26) Taylor (2002: Ch. 4)。Bogdanor によれば、1970年代に行われた分権レフェレンダムの失敗の一因は、FPTP の導入により結局労働党支配となって、分権が無意味になってしまう可能性があるという危惧にあった。また、ウェールズについては、スコットランドよりも相対的に労働党支持が強く、ナショナリスト(プライド・カムリ)も SNP ほどの強敵でなかったこともあり、権限移譲それ自体について労働党内で意見の一致をみなかった。制度についての議論も労働党内部の議論が中心となり、95年のウェールズ労働党大会は FPTP 支持を決定したが、ブレアらの説得により AMS の導入を受け入れたという経緯がある (Bogdanor 1999: 219-221)。

27) 80年代半ば以降の SNP の復活とその政策志向について、秋本 (2004) を参照。

28) この点については SLA などスコットランド内部の自治推進派と、党首脳部との間で対立が発生したが、スコットランド労働党首脳部はロンドンの意向を受け入れた。

コットランド内部で前もって権限移譲後の制度について準備が進められたこと（とレフェレンダムが立法前に実施されたこと）は、レフェレンダム後の法案通過を容易にするとともに、その内容についてスコットランドの側が完全に主導権を握ることにつながった（Bogdanor 1999:195-200）。プラント報告（第2次）を受けて、労働党全国執行部（National Executive）はスコットランド議会開設後のAMS導入を受け容れている。

労働党政権成立後の1997年9月11日および18日、スコットランド、ウェールズにおいて議会設置および徴税権に関する2つの質問からなるレフェレンダムが実施された。保守党（ユニオニスト）以外の諸政党は団結して賛成支持（“Yes-Yes”）を訴えるキャンペーンを行った⁽²⁹⁾。両地域とも議会設置支持が過半数に達し、結果に従って Scotland Act 1998および Government of Wales Act 1998が導入され、スコットランド議会（Scottish Parliament）およびスコットランド政府（Scottish Executive）、ウェールズ議会（Welsh Assembly）が設置されることとなった。

スコットランドの場合、選挙制度と権限移譲の実現（レフェレンダムにおける過半数の獲得）というイシューが組み合わさることとなった。スコットランド労働党が自由民主党など他の政党との妥協を必要としたこと、そして SNP（およびその他の急進的独立派）が多数派を握る可能性という将来の不確実性という要因（ロッキン仮説）によって、必ずしも現在の労働党にとって議席（およびポスト、政策）最大化をもたらさない比例代表制（AMS）が導入されることになったのである。

二
七

(29) スコットランドでのレフェレンダムの Question 1 は、(1) 'I agree that there should be a Scottish Parliament' or (2) 'I do not agree that there should be a Scottish Parliament' Question 2 が(1) 'I agree that a Scottish Parliament should have tax-varying powers' or (2) 'I do not agree that a Scottish Parliament should have tax-varying powers' となっている。いずれも賛成多数（第1問、第2問ともに60.4%の支持）となった。ウェールズでも9月18日に同様のレフェレンダムが実施され、第1問は賛成多数（50.3%）となったが、第2問は僅かに過半数に届かなかった（49.7%）。

3 選挙制度改革の帰結と有権者の態度

3.1 混合システムへの改革

近年イギリスで導入された選挙制度および、幾つかの改革案のなかで導入を推奨されている制度は、大きく分ければ何れも「混合システム」(mixed system または mixed member system) に区分される。混合システムは近年注目を集めており、理論的考察や実証分析が急速に拡大している(代表的なものとして、Shugart and Wattenberg eds. 2002)。本項ではそれらの知見に基づいて、選挙制度改革にともなう論点を整理する。

混合システムは、小選挙区部分と比例代表部分のリンク(補償)と、それぞれの部分の議席数の比率、小選挙区部分の選び方(相対多数、絶対多数)、名簿の仕組み、名簿ごとの定数など、柔軟で多様な制度設計が可能である。様々な組み合わせにより、政党システムや有効政党数、政党と候補者の関係などに異なる影響が生じることになる。Moser and Scheiner (2004) は混合システムを採用する国々⁽³⁰⁾の、多数制部分、比例部分それぞれの機能について検証を行い、選挙制度一般に存在する「抑制効果」(constraining effect)⁽³¹⁾について、「政党(システム)の制度化」によって作用の度合いが異なることを指摘している⁽³²⁾。また、混合システムの場合、異なる層が存在することが有権者の投票行動に影響を与える「汚染効果」(contaminating effect) が存在することが指摘されている(Nishikawa and Herron 2004; Ferrara et al. 2005)。ウェールズ、スコットランドの場合、より間接的であるにせよ、ウェストミンスター議会選挙(あるいは欧州議会選挙)の存在が有権者に及ぼす

(30) ドイツなど先進国から、ロシアやウクライナなど新興デモクラシーを含む15ヶ国が対象となっている。

(31) デュヴェルジェ効果や定数、阻止条項などによって有効政党数(number of effective parties) および有効候補者数を削減する効果をさす。

(32) Cox (1994) などが指摘したように、デュヴェルジェ効果はあくまでディストリクト・レベルの効果であり、例えば小選挙区制が全国レベルの二大政党制の政党システムをもたらすか、という点については別のファクターを考慮せねばならない。Moser and Scheiner (2004) では、ディストリクト・レベルでの抑制効果が、全国レベルの政党システムに「投影」(projection) されるかどうかという点についても検証がなされている。

汚染効果も考える必要があるかもしれない。

ドイツやニュージーランドの混合システム（小選挙区比例代表併用制）においては、小選挙区部分と比例代表部分がリンクしており、小選挙区部分の非比例性が修正されるために実質的に比例代表制に近い議席割合になる。これに対してイタリアの93年の制度においては、比例代表部分の議席数が少ないために、小選挙区部分の非比例性を完全に補償するには不十分である。さらに補償の方法も、比例代表部分において、1位候補者を出した政党の得票から小選挙区における2位候補者の得票数を引くというものとなっており、ドイツなどほど直接的な効果を生み出さない⁽³³⁾。スコットランドやウェールズの場合は補償が行われるが、比例代表選出部分のほうが小選挙区選出部分より小さい（Table 2）ため、ドイツ、ニュージーランドほど比例性が高くない⁽³⁴⁾。名簿も地域別（regional list, 欧州議会の選挙区と対応）となって、定数が絞られていること、ドイツにおいては「超過議席制」（Überhangmandat）が存在し、議員の総数が変動するのに対して、スコットランド、ウェールズでは同様の制度はなく、議員総数が固定されているこ

Table 2 混合システムの諸特徴（Moser and Scheiner（2004：179）から作成）

| 国 | 回数 | リンク | SMD | 比率 | PR 規模 | しきい | 制度化 |
|----------|----|-----|------|----------|-------|-----|-----|
| ドイツ | 13 | あり | 相対多数 | 299/299- | 299+ | 5 | 済 |
| イタリア | 3 | あり | 相対多数 | 475/155 | 155 | 4 | 済 |
| 日本 | 3 | なし | 相対多数 | 300/180 | 16.36 | 0 | 済 |
| NZ | 2 | あり | 相対多数 | 65/55 | 55 | 5 | 済 |
| スコットランド | 3 | あり | 相対多数 | 73/56 | 7 | 0 | 済 |
| ウェールズ | 3 | あり | 相対多数 | 40/20 | 5 | 0 | 済 |
| ジェンキンス報告 | — | あり | AV | 4~5.67 | — | なし | 済 |
| ロシア | 3 | なし | 相対多数 | 225/225 | 225 | 5 | 未 |

(33) 選挙区の有権者数などによって影響には幅がありうる。一方で、小選挙区部分における健闘の度合いが反映される制度となっている。

(34) この割合の決定は、スコットランドの諸政党間で最後まで交渉がまとまらなかった問題である（Wright 1997；富田 2002）。また、この特徴はイギリスで導入または提案された全ての混合システムに共通する。

と、である。いずれも比例性を低下させる効果がある⁽³⁵⁾。なお、スコットランドとウェールズともにドイツ同様重複立候補が可能になっており、批判・再検討の対象になっている。ウェールズでは、リチャード委員会報告において重複立候補制度の禁止が勧告されている（後述）。

ジェンキンス報告が提案した AV+ も混合システムの一種である。選挙区部分と名簿部分のリンクも存在しており、選挙区部分で候補者を獲得した政党は、名簿部分（「上乗せ」部分）の得票を除く基数にその当選者数がプラスされる。選挙区選出部分において AV を使用する点に独自性を持っている。ただし、名簿部分の割合が15～20%と限定されていること、上乗せ部分の定数が1ないし2とされていることから、補償の恩恵をうける政党が限定され⁽³⁶⁾、全体の比例性はそれほど改善されない。この定数の少なさもあって、小党分立の危険がないということを理由に、しきいは設けられていない（HM Government ed. 1998）⁽³⁷⁾。

スコットランド、ウェールズについては改革ではなく新設すなわち先行する制度がない状態で作られたものである点では、新興デモクラシーにおける制度創設と同じ状況にある。ただし、新興デモクラシーにおける制度の創設において、政党の制度化の度合いが小さく、政治エリートにとっても有権

Table 3 有効政党数（地域別）

| | 1999 | 2003 | 2007 |
|-----------|------|------|------|
| スコットランド | 3.44 | 4.23 | 3.41 |
| ウェールズ | 3.03 | 3.00 | 3.33 |
| | 2001 | 2005 | |
| ウェストミンスター | 2.17 | 2.45 | |

二
一
四

³⁵⁾ 2007年には主要4政党のうち、選挙区当選者数の低い保守党以外は最終的な議席率が上乗せ部分の得票率を上回った。Table 4を参照。

³⁶⁾ 主に第三党である自由民主党が恩恵を受ける。

³⁷⁾ イギリスで導入あるいは提案されている混合システムにおいてしきいが設けられているのはロンドン議会だけである。人種主義的極右政党の登場を防ぐ目的とされる。

者にとっても十分な情報が与えられていないために将来の不確実性が非常に大きいものに対して、イギリスの場合、地域政党に対する投票行動が全国レベルの議会と異なる可能性があるとはいえ、選挙区については下院選挙の長い経験があり、地域名簿についても欧州議会選挙と同一の選挙区・類似の制度が実施されるという、情報の不確実性を補う配慮がなされている。加えて参加する政党の制度化も進んでおり、各政党がどのくらいの得票を得ることができるのか、相対的には予想しやすい状況にあったと考えられる。実際に、ディストリクト・レベル、地域全体レベルともにウェストミンスター議会よ

Table 4 スコットランド議会選挙結果 (1999, 2003, 2007)

| 1999 | 選挙区得票 | 選挙区議席 | 名簿得票率 | 上乗せ議席 | 合計 | 議席率 | 損得 |
|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|----|
| 労働党 | 38.81 | 53 | 33.64 | 3 | 56 | 43.4 | 得 |
| SNP | 28.74 | 7 | 27.26 | 28 | 35 | 27.1 | 損 |
| 保守党 | 15.56 | 0 | 15.35 | 18 | 18 | 14.0 | 損 |
| 自由民主党 | 14.15 | 12 | 12.43 | 5 | 17 | 13.2 | 得 |
| 緑 | — | — | 3.59 | 1 | 1 | 0.8 | 損 |
| SSP | 1.01 | 0 | 1.99 | 1 | 1 | 0.8 | 損 |
| その他 | 1.7 | 1 | 5.7 | 0 | 1 | 0.8 | 損 |
| 2003 | | | | | | | |
| 労働党 | 34.6 | 46 | 29.3 | 4 | 50 | 38.8 | 得 |
| SNP | 23.8 | 9 | 20.9 | 18 | 27 | 20.9 | 中立 |
| 保守党 | 16.6 | 3 | 15.5 | 15 | 18 | 14.0 | 損 |
| 自由民主党 | 15.3 | 13 | 11.8 | 4 | 17 | 13.2 | 得 |
| 緑 | — | — | 6.9 | 7 | 7 | 5.4 | 損 |
| SSP | 6.2 | 0 | 6.7 | 6 | 6 | 4.7 | 損 |
| その他 | 3.4 | 2 | 8.9 | 2 | 4 | 3.1 | 損 |
| 2007 | | | | | | | |
| 労働党 | 32.2 | 37 | 29.2 | 9 | 46 | 35.7 | 得 |
| SNP | 32.9 | 21 | 31.0 | 26 | 47 | 36.4 | 得 |
| 保守党 | 16.6 | 4 | 13.9 | 13 | 17 | 13.2 | 損 |
| 自由民主党 | 16.2 | 11 | 11.3 | 5 | 16 | 12.4 | 得 |
| 緑 | 0.2 | 0 | 4.0 | 2 | 2 | 1.6 | 損 |
| その他 | 1.9 | 0 | 10.6 | 1 | 1 | 0.8 | 損 |

り大きいものの、極端に有効政党数が増加するという事態は発生していない。

3.2 有権者の態度

選挙制度システム改革の研究それ自体多いとはいえないが、その多くは政治エリートの側を中心とした研究である。本節では、選挙制度システムおよびその改革に関する有権者の評価について検討する。

3.2.1 ウェストミンスター議会

イギリス有権者の選挙制度に関する態度をうかがうことのできる質問項目は、イギリスの総選挙に関する主要なサーヴェイ調査である British Election Survey 2005 (Clarke et al. 2006) では、「単独政権と連合政権のどちらが望ましいか」という項目に限られる。結果を Table 5 に示す。単独政権への支持が高いが、過半数には達していない。

1997年総選挙と同時期に Patrick Dunleavy らによって実施されたサーヴェイ調査 “Modelling Alternative Electoral Systems in British Conditions in the 1990’s” には⁽³⁸⁾、「得票に応じた議席割合をもたらす選挙制度に改正すべき」(a)および、「単独政権を生み出しやすいので、現在の選挙制度を維持すべき」(b)、それぞれの言明に対する評価についての質問項目が含まれている (Table 6)。二つの質問の順位相関係数 (ケンドールのタウ b) は -0.584 と、予想される通り負の相関を持っているが、矛盾する回答も含まれている。つまり、二つが矛盾すると原理であるという認識は強固であるとまではいえ

Table 5 単独政権か連合政権か

| | n | % | 累積% |
|------|-------|--------|--------|
| 単独政権 | 1,451 | 45.93 | 45.93 |
| 連 合 | 1,116 | 35.33 | 81.26 |
| D K | 592 | 18.74 | 100.00 |
| 合 計 | 3,159 | 100.00 | |

二
二
二

⁽³⁸⁾ この調査は、97年総選挙を異なるいくつかの選挙制度で行った場合どうなるかというシミュレーションを行うことが中心的目的となっている (Dunleavy et al. 1998)。

ない。

一人の議員が選挙区を代表するのがいい(a)か、異なる政党の議員も含めて複数の議員が広めのエリアを代表するのがいいか(b)、という質問項目については、Table 7のように、一人の議員が一つのエリアを代表する（現行の）形態を支持する見解（60.24%）が、複数議員による代表を支持する見解（28.05%）の2倍であり、単独代表の観念の強さが窺える。現行制度の支持が過半数を超えている一方で、Table 6と併せて、現行制度とは異なる選挙制度を志向しているのは1/4から1/3程度に留まる⁽³⁹⁾。

有権者の側の選挙制度および選挙制度改革に対する態度を検討するにあたっては、これまであまり注意されてこなかった問題に触れておかねばなら

Table 6 得票に応じた議席か単独政権か

| | a | b |
|--------------------|------------------------------|-------------|
| 強く反対である | 295 (16.22) | 386 (21.34) |
| 少し反対である | 174 (9.57) | 310 (17.14) |
| どちらでもない | 260 (14.29) | 320 (17.69) |
| 少し同意する | 387 (21.28) | 245 (13.54) |
| 強く同意する | 703 (38.65) | 548 (30.29) |
| N | 1,819 | 1,809 |
| Kendall's τ_b | -0.584 (漸近標準誤差 ASE=0.015) | |

Table 7 単独代表か複数による代表か

| a | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | b |
|---|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---|
| | 784 | 179 | 107 | 190 | 139 | 210 | 167 | |
| | (44.14) | (10.08) | (6.02) | (10.70) | (7.83) | (11.82) | (9.40) | |

(39) この調査は97年という、若きブレア率いる労働党政権誕生への期待が高まっていた時期に行われている。政府、二大政党への期待が失われ、投票率の低下が顕著となった今現在同様の調査を行ったなら、また結果は異なってくるかもしれない。

ない。Farrell and Gallagher (1999) は、選挙制度改革についての調査・研究を行う団体 McDougall Trust の企画でフォーカス・グループを対象としたインタビュー調査⁽⁴⁰⁾を行っている。彼らによれば、有権者の持つ選挙制度システムについての知識は非常に不確かなものであり、BES のようなサーヴェイのなかに僅かに含まれるに過ぎない選挙制度に関する質問では有権者の意識を十分に推し量ることはできないとしている。有権者の多くは FPTP 以外の選択肢がどのようなものであるかを知らないが故に、FPTP を支持しており、FPTP それ自体についての理解も幾分曖昧なものである。この調査では2時間程度の時間をかけて、それぞれの代替案（名簿式、AV、STV、AMS）の知識が与えられるが、そうして初めて有権者は代替案に関して興味を示し始めたということである⁽⁴¹⁾。

名簿式比例代表制については、一つの選挙区に複数の定員がいるということ、(現行の選挙区より広い) 地域の代表という概念、政党が候補者の (リ) セレクションに強い権限を持ちすぎることについて拒否感を示したという。現在のシステムにおいて党員が自らの選挙区の候補者のセレクションについて持っている強い発言力、抽象的にいえば民主主義的権利を失いたくないという意識が強いのかもしれない。復活当選への反発も強い。AMS については、制度が複雑になることから、議員の総数が増加するのではないかという疑念や、それぞれの MP の代表機能の差違（上下関係や選挙区サービスに関するもの）についての疑問など、知識の欠如による疑念がみられる。AV は、FPTP と大きく変わるわけではないため理解が早く、過半数の得票イコール当選ということで、「公平」と評価されやすいということである。STV においては複雑性への危惧が大きく、すべての候補者について情報を集める

二一〇

(40) ジェンキンス委員会への意見書 '*Public Attitudes to Alternative Electoral System: Qualitative Research Findings*' として、ジェンキンス委員会報告書第2部に採録されている。

(41) Weir (1992) も同様の議論を整理しているが、大まかにみれば有権者は選挙制度の評価について、それなりにソリッドかつ一貫した見解を持っており、公平性という点において比例代表制に対して高い評価を与える割合が高いとしている。

コストや支持しない候補者を落とせないことへの批判とともに、AMS と同様の選挙区代表の問題についての疑問がみられた。

委員会の4つの基準との関係を考えて、いずれの場合も比例性はそれほど重視されず、ジェンキンス委員会のいう意味とは異なる 'broad proportionality'、すなわち「広い意味での比例性」の基準を満たせばよいと考えられている。有権者の多くは自らの選挙区から選出された議員の名前を知らず、地域的な問題よりも全国的なイシュー、政党、党首に基づいて投票しているといい、その状態を特別のものとみなさない一方で、候補者が選挙区の住民のためにサービスを行うことを当然視する。結果、代替案の説明を受けた後、その評価を行う段になると、選挙区・候補者とのリンクを維持したいという、異なった意見が現れてくるのである。また、委員会の挙げる4つに加えて、「単純さ」に価値がおかれており、「選択の拡大」はあくまで複雑性とバランスをとる範囲で求められる。このように、安定政権や（それと対立する）比例性を中心に考える政治的エリートや研究者と有権者の間には一定のズレがみられる⁽⁴²⁾。

政治家の選挙制度に対する態度については、ジェンキンス委員会の意見書を除けば、総選挙の候補者を対象に行われた1997年、2001年の British Representation Study⁽⁴³⁾に、比例代表制の導入に関する質問項目があるのみであり、単独政権と連合政権の間の選好などの基準について知ることは難しい。これを所属政党別にまとめたものが Fig. 4 および Fig. 5 である。政党ごとの分布は予想されるとおりである。1997年と2001年の比較を厳密に行うことはできないが、特に労働党において、比例代表制導入の意欲が若干低下

(42) 連合政権に対する態度については、経済の混迷の打開やフォークランド・マルビナス戦争のような強いリーダーシップが求められる事件が発生した80年代半ばにおいて一時的に単独政権支持が強くなったのを除けば、多くの場合、政治家（特に二大政党）や有識者が主張するほど、単独政権でなければならないという意見は強いわけではないといわれる（Weir 1992: 215）。前述の通りBES2005においては単独政権支持が上回っている。

(43) BRS データは Pippa Norris の Web ページ <http://ksghome.harvard.edu/~pnorris/Data/Data.htm> において公開されている。

していることが注目される。FPTP の大きな恩恵を受けた労働党議員が再び比例代表制導入の必要性を感じなくなったことが見てとれる。

3.2.2 スコットランド議会

スコットランドにおける有権者の態度については、新制度を経験している分、Farrell and Gallagher (1999) の指摘する問題点を幾分なりとも緩和していることが期待される。制度に対する知識の蓄積、理解が進むことが、選挙制度に対する態度にどのような影響を与えるのであろうか。委員会報告を検討した Pattie and Mitchell (2006) は、有権者の多くが実際の投票におい

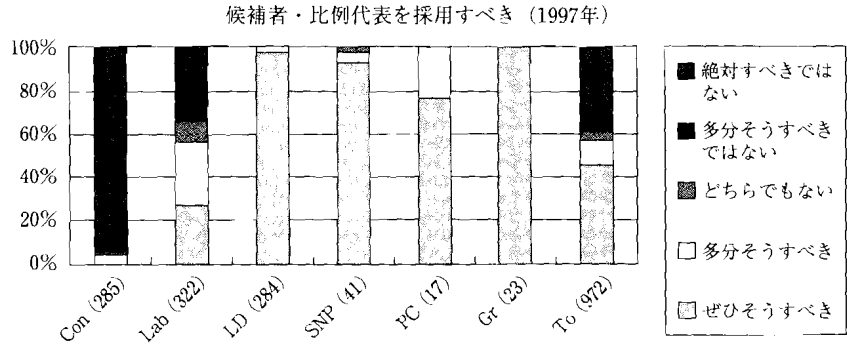


Fig. 4 比例代表について (1997年)

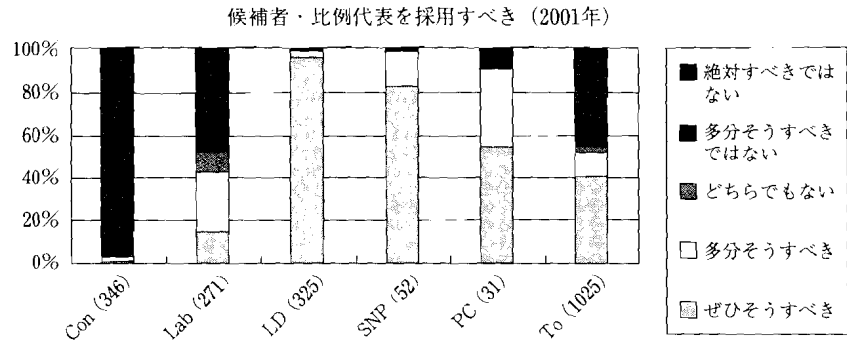


Fig. 5 比例代表について (2001年)

て、AMS の制度をそれなりに理解し、活用していることを指摘する。FPTP での投票とリスト票それぞれにおける各政党の得票率を比較すると、大政党のリストでの得票率が選挙区得票率に比べて低く、小政党のリスト票が多いということで、制度を利用した戦略的投票 (tactical voting) が実行されているものとの推測がなされている。

スコットランドの選挙制度については早くも公式な再検討が開始されており、2004年7月、J. アーバスノット (Sir John Arbuthnott) を委員長とする「選挙区の違いおよび投票決定に関する委員会」(Commission on Boundary Differences and Voting Decisions) が設置され、2006年1月には報告書が提出されている⁽⁴⁴⁾。背景にはスコットランドにおいては下院の FPTP、スコットランド議会の AMS、欧州議会の比例代表制、地方議会の STV⁽⁴⁵⁾ とあまりに多くの制度が併存していること、ウェストミンスター議会におけるスコットランド選出議員の議席削減にともなって、ハリルド議会の FPTP 部分の選挙区とのずれが発生することなどにあつた⁽⁴⁶⁾。報告書は24項目にわたる勧告を行っているが、AMS については非拘束型名簿への修正を勧告しつつも、

44) ウェールズにおいては、2002年7月に議会の権限や選挙制度に関する再検討を依頼された「ウェールズ国民議会の権限と選挙制度に関する委員会」(Commission on the Powers and Electoral Arrangements of the National Assembly for Wales, 通称リチャード委員会 (Richard Commission) が2004年に報告書を提出している。これを受けて白書 *Better Governance for Wales* (2005) において、分権後のウェールズの諸制度についての検討がなされ、その一部に選挙制度についての改革案が示された。リチャード委員会が STV の導入を訴えたのに対し (Commission on the Powers and Electoral Arrangements of the National Assembly for Wales 2004)、ウェールズ政府は重複立候補を禁じる修正を施したうえで、AMS の継続を提案している。

45) アーバスノット委員会報告では、複数制度の併存が混乱を招くことを懸念して、複数の選挙を同時に実施しないことを要請していた。2007年5月の地域議会選と同時に行われた地方議会選挙から STV が導入されたが、電子的投票用紙読みとり (e-count) の不備と相俟って、無効票が多数発生し、選挙自体が僅差であつたこともあって、大きな問題となっている。

46) ウェストミンスター議会のスコットランド選出部分については、スコットランド内部の問題を議論するという名目から、人口に比べて過大な定数が確保され、境界の見直しから守られてきたが、権限移譲によってスコットランド議会がおかれたことは、過剰代表の論拠を失わせることになり、2004年成立の Scottish Parliament (Constituencies) Act により将来定数が是正されることとなっている。

基本的には継続して AMS を使用することを訴えている (Commission on Boundary Differences and Voting Systems 2006)。

報告書は、エヴィデンスとしてさまざまな意見書に加え、団体や研究者による調査結果を採録しているため、選挙制度改革後の状況について検討するにあたって重要な資料となりうる。

委員会報告は、AMS が施行されたことで、基本的に3つの問題が生じていることを指摘している。第一に、制度の意味や議席の配分法について、有権者の間に混乱が広がっていることである。ここでは、「第二票」(second vote) という呼称が名簿への投票を「第二番目の選好」を示すための票と勘違いさせていること、議席への変換方法の理解が難しいとされていることが挙げられている。また、AMS についての二票制の機能についての混乱⁴⁷⁾が未だ広範にみられることが報告されている。このために二つの票の呼称を「選挙区票」「地域票」、選挙制度全体についても AMS ではなく「混合メンバー制」(Mixed Member System) と呼ぶことを提案している。さらに、地域票の機能と意味について、情報提供や教育を行う必要が提案されている (Commission on Boundary Differences and Voting Systems 2006 : 29-50)。

第二に、拘束式にまつわる「選択」の問題がある。ジェンキンス委員会の基準では、有権者と議員のリンクの問題でもある。地域名簿の順位を政党が決めていることが、地域選出議員の正統性を低めているとの指摘である。また、重複立候補 (dual candidacy) が可能であることで、多くの地域選出議員は実質的に選挙区議席において落選した候補者が復活当選したものとなっている⁴⁸⁾。委員会は、一部の有権者がこれを認めようとならないのは、議員に選挙区代表であることを望む「イギリスの政治文化の遺産」であるが、重複立候補は多くの MMP を採用している国がとっている形態であり、これを認

47) 第一票と第二票を同じ政党に投票できるのか、など一部の有権者が正確に理解していない、とされる。SSAS2003によれば、11.2%が2票を同じ党に入れてはいけないと思っており、23.6%が「よくわからない」と答えている。

48) 労働党や自由民主党の議員が選挙区で選ばれているのに対して、それ以外の政党は名簿式によって選ばれている。

めないことは「非民主主義的」であるとする⁽⁴⁹⁾。この問題については、MMPを維持したうえで、非拘束的にすることで、選択とリンクを強化することを提案している。

第三に挙げられているのが、有権者において選挙区選出議員と名簿選出議員の、選挙区サーヴィスの役割について若干混乱が生じていることである。

SSAS 2003によれば (Scottish Centre for Social Research 2005)、半数近い有権者が、名簿への投票において政党名だけではなく候補者も選択したいという要望をもっており⁽⁵⁰⁾、政党と有権者いずれがリストにおける当選者を決めるべきかという質問に対しても、「有権者」が49.0%であるのに対して「政党」が16.9%にとどまる。このような有権者の傾向は、委員会報告の非拘束式名簿への変更という勧告案と合致する。できる限り候補者個人との繋がりをもちたいとの志向がイギリス全体の傾向として強固に存在するのが確認される。また政党支配の強化に対する否定的態度は、Fig. 6にも示されている⁽⁵¹⁾。

ジェンキンス委員会における議論においても、Farrell and Gallagher(1999)においても、イギリスでは有権者が議員と選挙区との関係を重視しているということが前提とされ、それを維持することが重要な命題となっていることが確認される⁽⁵²⁾。

49) この理由付けは、ウェールズの制度改革についての白書 (Wales Office 2005) が重複立候補の禁止を提案したことに対する Barry Winetrope の意見書をもとにしており、「候補者の(立候補の)権利」を指す。

50) 43.3%が「強く同意」あるいは「同意」、「反対」「強く反対」は12.9%である。

51) George Street Research によって行われた、少数サンプル(43名)に対するインタビュー調査の結果が、アーバスノット委員会報告に添付されている。ここでは回答者の多くにとって FPTP が単純であるがゆえに最も人気のある制度であることが示されている。民主的という点では STV や AMS の評価が高いものの、その美点はそれらの制度より FPTP を選好するということには繋がっていない。ただし、これは FPTP, STV, AMS, 名簿式比例制という4つの選択肢の中からの選択であり、性質の近い FPTP の代替案が1つに絞られた場合にどちらが選好されるのかは不明である。

52) Norton and Wood (1993) の分類によれば、イギリスの下院議員は選挙区全体の住民に対する超党派的サーヴィスと、全国レベルの政策の宣伝という大まかに分けて2つの役割を持っているとされる。ただし、Curtice and Shively (2000) は CSES データをもとに国際比較を行い、一人区制のほうが複数区制よりも議員と市民の接触は増大する

Farrell and Gallagher (1999) のインタビュー調査においては、MMP を導入した場合、特に拘束名簿式を採用した場合、名簿式において選出された議員が政党執行部の方向にばかり目を向けて、選挙区サービスを疎かにするのではないかという疑念を示す回答者がみられた。MMP を採用しているドイツにおいては2種類の議員の役割や活動実態に違いがあるとは考えられていないといわれているが、ある選挙制度は、他の選挙制度よりも、議員に選挙区の代表として働くインセンティブを与えるかどうか、という点については、制度的な要素のほか、文化的な文脈も影響するであろうことを鑑みれば、イギリスの有権者の懸念も無知のなせるわざとして片づるわけにもいかない。アバースノット委員会報告もこの点を懸念している。

理論的には、再選可能性を高めるインセンティブの高さから、(1)選挙区選出議員は地元の有権者との接触から、口利きや世話、企業誘致などの選挙区サービス、いわゆるポークバレル型行動をとる傾向が強まる、(2)名簿式選出議員においては名簿記載順位など政党執行部の権限が強まるため、選挙区よりも政党の方針への追従が強まる、といったことが考えられる。この点について Lundberg (2006) はスコットランド、ウェールズ、ドイツの議員に

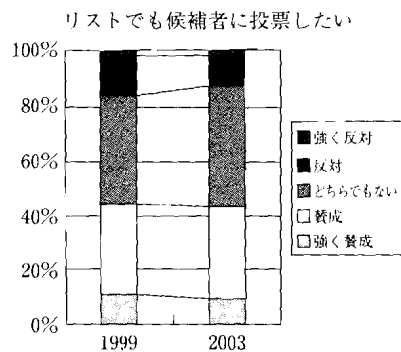


Fig. 6 政党支配への抵抗感

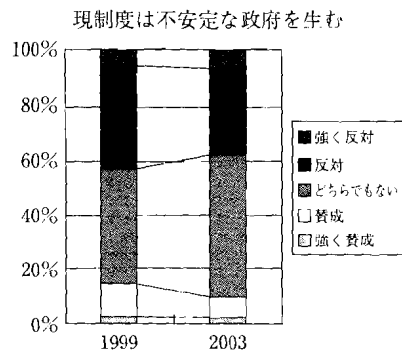


Fig. 7 比例代表制と政権不安定化

ものの、これが必ずしも民主主義への満足度を増すわけではないとしている。イギリスについてみれば、接触度は平均的であるものの、議員に対する満足度は高い。

対して行ったインタビュー調査から、選挙区と有権者のリンクが重視される傾向の強いスコットランド、ウェールズにおいて、上記の2つの傾向が実際にみられることを指摘している。選挙区選出議員においては、主観的にも選挙区サービスを重視する傾向が強い⁵³⁾。

上のような問題は見られるものの、スコットランドにおけるAMSが2度実施された時点で、AMSに対する支持はそれなりの安定をみせている。保守党支持者においても賛成が52.6%に達し、それ以外の政党支持者の支持率はみな60%を超え、全体としては70%弱となっている。同じスコットランドの有権者が、下院の選挙制度においてFPTPを改革すべきかという問いに対しては過半数(54%)が現状維持を選んでおり、自らの地域に導入された新制度に対して、相対的に多くの支持が与えられている。また、前述の候補者に対する調査と比べ、特に保守党において顕著であるが、候補者よりも支持者のほうが比例代表導入に対して寛容であるように思われる。

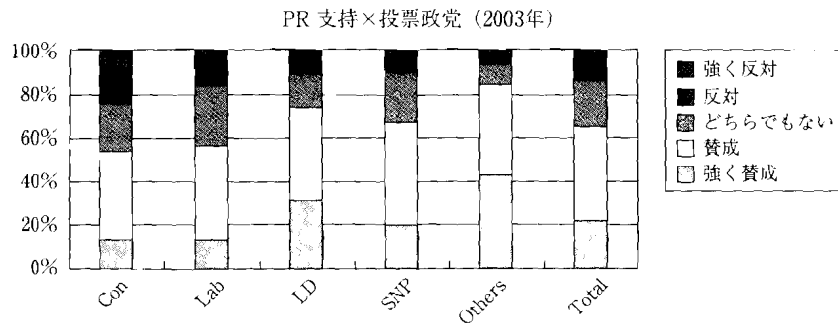


Fig. 8 支持政党ごとの比例代表制評価

53) スコットランドとウェールズ双方の差違については触れるられていない。また、これらの地域では選挙区選出議員の多くを与党労働党議員が占め、名簿選出議員はその他の政党所属となる。よって立場の異なる議員同士の行動の差ではなく、政党所属による行動の差が影響している可能性もある。また、名簿選出議員のなかにも、重複立候補を行っている場合(ウェールズ)、選挙区での当選を目指している場合に、選挙区サービスに熱心になる傾向がみられることが指摘されている。

単独政権、連合政権いずれの形態が望ましいかという点についても、ロンドン、エディンバラのいずれか、政党支持によって異なっている。保守党支持者はロンドン政府においては70%弱が単独政権を望む一方、スコットランドでは半々に分かれる⁵⁴⁾。労働党支持者はいずれの政府についても大凡半々に分かれる。自由民主党はいずれの政府でも8割近くが連合政権を望む。スコットランド国民党はそれよりは労働党に近い。

安定政権と公平な代表との間の選好では、前者を選ぶものが41.5%であるのに対し、後者は41.6%と拮抗している。ただし、単独政権と連合政権のいずれかという点では、前者が31.5%、後者が55.1%となっており、安定政権イコール単独政権とは限らないという判断となっている。同じ問題を下院についてみた質問についてみると、政党の獲得する議席割合を得票率にあわせるべきであるという見解は過半数を超える一方で、FPTP を変更するべきと考える割合は40%に満たない。これらは矛盾する見解であるように思われるが、FPTP の持つ単純性、議員と選挙区のリンク、アカウントビリティという特性が、比例性の訴求力を凌駕するというのではないだろうか。また、連合政治の経験が異なる評価を生んでいる可能性もある。スコットランドの

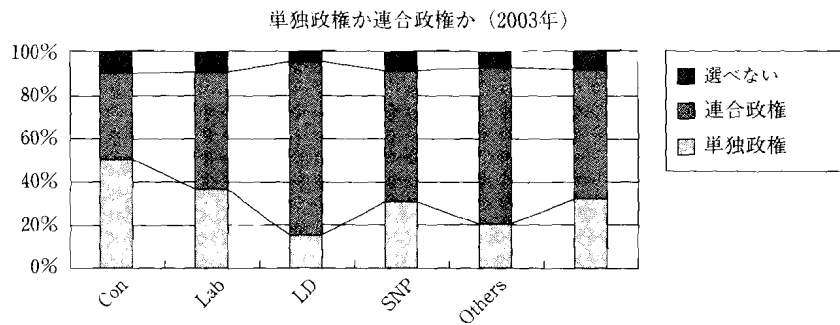


Fig. 9 単独政権と連合政権いずれが好ましいか

54) また、連合政権を経験しなかったウェールズよりもスコットランドのほうが連合政権への支持が高い (Curtice et al. 2000)。

選挙制度が直接的に不安定な政府に繋がるという考え方を持つものが多い（「同意」9.8%、「同意しない」38.32%、「どちらとも思わない」51.87%）ことを考えると、分権後の実績も影響を与えているかもしれない。

これまで述べた理由から、スコットランドの有権者は依然として FPTP に郷愁を抱いており、これは2度の選挙を経て制度についての知識が得られたのちも大きく変わったわけではない。イギリスの有権者の選挙制度に関する評価を規定する要素が、大きく変わっていないのがその理由であろう。一方で、現行の制度についてのある程度の支持は担保されていて、これを FPTP

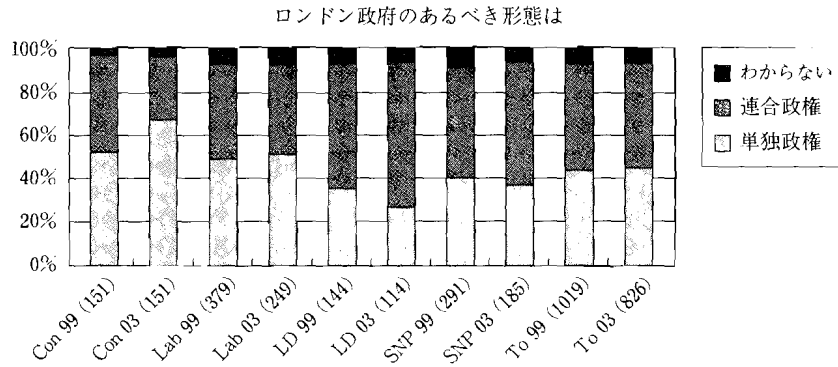


Fig. 10 ロンドン政府のあるべき姿 (支持政党ごと)

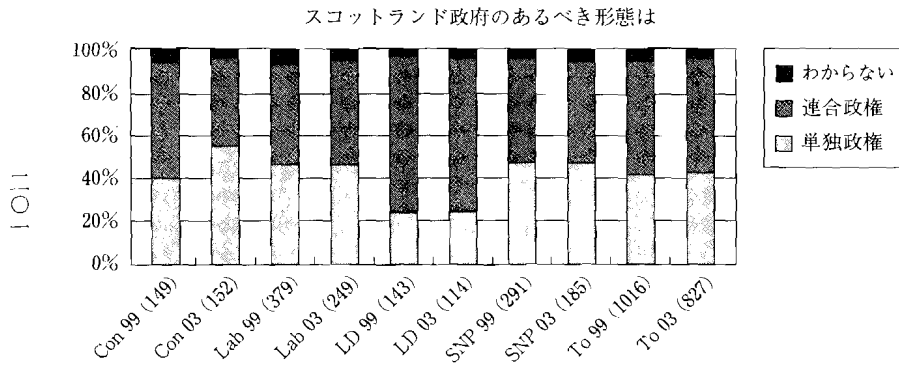


Fig. 11 スコットランド政府のあるべき姿は (支持政党ごと)

に戻さなければならないという強い意思も存在していない。これがウェスト
 ミンスター議会の存在を前提として、スコットランド議会が併存しているか
 ら許容されているに過ぎないのか、スコットランドにおける政治の経験が、
 選挙制度、ひいては議会政治のあるべき姿についての見解を変化させつつあ
 るのか、さらなる検討が必要であるように思われる。

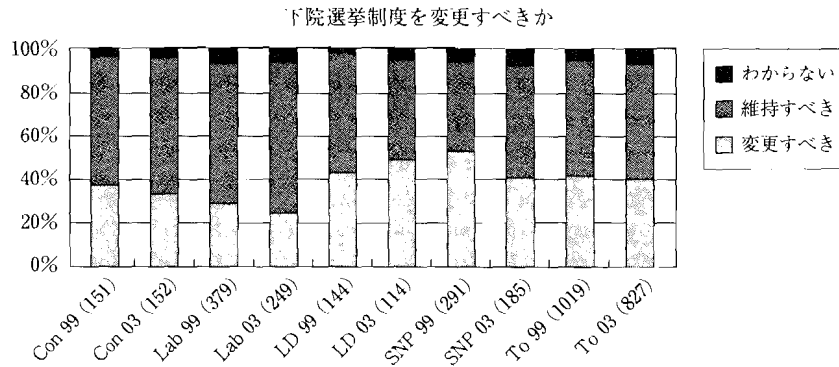


Fig. 12 下院の選挙制度を改変すべきか

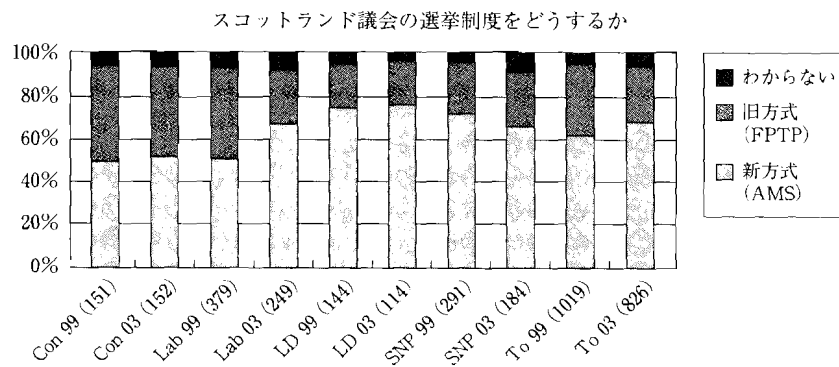


Fig. 13 スコットランド議会の選挙制度をどうしたいか

おわりに

イギリスの選挙制度改革においては、有権者のこの問題に対する態度が顧みられることは少なかった。選挙制度改革の議論が進められ、実際に新しい制度が導入されたところもあり、有権者の選挙制度観に対する注目は高まりつつある。AMS の導入による2種類の議員の登場、その行動に対する有権者の評価といったミクロな問題から、敵対的政治か連合政治かといったデモクラシーのあり方に関わるマクロな問題まで、選挙制度改革に伴う新しい研究対象が生み出されつつある。2007年スコットランド議会選挙の結果—SNPの勝利により少数派政権が登場する可能性がある—および、e-count 導入による不祥事も、有権者の選挙制度に関する態度に影響を与えるとともに、この問題の注目度をさらに高めるであろう。

References

- Ashdown, Paddy (2002) *Ashdown Diaries, 1997-1999*, London : Penguin.
- Balfour, Alan (2005) *Creating a Scottish Parliament*, Edinburgh : Finlay Brown.
- Bawn, Kathleen and Michael F. Thies (2003) "A Comparative Theory of Electoral Incentives : Representing the Unorganized Under PR, Plurality and Mixed-Member Electoral Systems", *Journal of Theoretical Politics*, Vol. 15, No. 1, pp. 5-32.
- Bawn, Kathleen (1993) "The Logic of Institutional Preferences : German Electoral Law as a Social Choice Outcome", *American Journal of Political Science*, Vol. 37, pp. 965-989.
- Beetham, David (1992) "The Plant Report and the Theory of Political Representation", *Political Quarterly*, Vol. 63, pp. 460-467.
- Benoit, Kenneth (2004) "Models of Electoral System Change", *Electoral Studies*, Vol. 23, pp. 363-380.
- Blais, André and Kees Aarts (2006) "Election Systems and Turnout". *Acta Politica*, Vol. 41, pp. 180-196.
- Blau, Adrian (2004) "Fairness and Electoral Reform", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 6, pp. 165-181.
- Bogdanor, Vernon (1997) *Power and the People : Guide to Constitutional Reform*, London : Weidenfeld and Nicholson.
- (1999) *Devolution in the United Kingdom*, Oxford : Oxford University Press.
- Boix, Carles (1999) "Setting the Rules of the Games : The Choice of Electoral Systems in

- Advanced Democracies”, *American Political Science Review*, Vol. 93, pp. 609-624.
- Bowler, Shaun and David M. Farrell (1993) “Legislator Shirking and Voter Monitoring : Impacts of European Parliament Electoral Systems upon Legislator-Voter Relationships”, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 31, pp. 45-69.
- Bowler, Shaun, Todd Donovan, and Jeffrey A. Karp (2006) “Why Politicians Like Electoral Institutions : Self-Interest, Values or Ideology?”, *Journal of Politics*, Vol. 68, pp. 434-446.
- Bowler, Shaun (2006) “Electoral Systems”, in. Rhodes, R. A. W. and Sarah A. Binder and Bert A. Rockman eds. *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford : Oxford University Press, pp. 577-594.
- Bromley, Catherine, John Curtice, David McCrone, and Alison Park eds. (2006) *Has Devolution Delivered?*, Edinburgh : Edinburgh University Press.
- Brown, Alice, David McCrone, Lindsay Paterson, and Paula Surridge (1999) *The Scottish Electorate : The 1997 General Election and Beyond*, Basingstoke : Macmillan.
- Brown, Alice (1997) “Scotland : Paving the Way for Devolution?”, *Parliamentary Affairs*, Vol. 50, pp. 658-671.
- Butler, David (2004) “Electoral Reform”, *Parliamentary Affairs*, Vol. 57, No. 4, pp. 734-743.
- Cain, Bruce E., Russell J. Dalton, and Susan E. Scarrow eds. (2003) *Democracy Transformed? : Expanding Political Opportunities in Advanced Industrial Democracies*, Oxford : Oxford University Press.
- Carey, John M. and Matthew Søberg Shugart (1995) “Incentives to Cultivate a Personal Vote : a Rank Ordering of Electoral Formulas”, *Electoral Studies*, Vol. 14, pp. 417-439.
- Carstairs, Andrew McLaren (1980) *A Short History of Electoral Systems in Western Europe*, London : Harper Collins.
- Clarke, Harold, Marianne Stewart, David Sanders, and Paul F. Whiteley (2006) *British Election Study, 2005 : Face-to-Face Survey (SN : 5494) [computer file]*, Colchester : UK Data Archive [distributor].
- Colomer, Josep M. ed. (2004) *Handbook of Electoral System Choice*, Basingstoke : Palgrave.
- Commission on Boundary Differences and Voting Systems (2006) “Putting Citizens First : Boundaries, Voting and Representation in Scotland”, The Stationary Office.
- Commission on the Powers and Electoral Arrangements of the National Assembly for Wales (2004) *Report of the Richard Commission*, London : The Stationary Office.
- Cox, Karen E. and Leonard J. Schoppa (2002) “Interaction Effects in Mixed-Member Electoral Systems : Theory and Evidence From Germany, Japan, and Italy”, *Comparative Political Studies*, Vol. 35, No. 9, pp. 1027-1053.
- Cox, Gary W. (1997) *Making Votes Count*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Curtice, John and Phil Shively (2000) *Who Represents Us Best? One Member or Many?*,

- Oxford : CREST Working Paper No. 79.
- Curtice, John, Ben Seyd, Alison Park, and Katarina Thomson (2000) "Fond Hearts and Wise Heads? : Attitudes to Proportional Representation following the 1999 Scottish and Welsh Elections", CREST Working Paper No. 80.
- Davidson, Lorraine (2005) *Lucky Jack : Scotland's First Minister*, Edinburgh : Black and White Publishing.
- Denver, David, James Mitchell, Chris Pattie, and Hugh Bochel eds. (2000) *Scotland Decides : The Devolution Issue and the 1997 Referendum*, London : Frank Cass.
- Denver, David (2002) "Voting in the 1997 Scottish and Welsh Devolution Referendums : Information, Interests and Opinions", *European Journal of Political Research*, Vol. 41, pp. 827-843.
- Dunleavy, Patrick and Helen Margetts (1992) "How Britain would have voted under Alternative Electoral Systems in 1992", *Parliamentary Affairs*, Vol. 45, pp. 640-655.
- (1995) "Understanding the Dynamics of Electoral Reform", *International Political Science Review*, Vol. 16, pp. 9-29.
- (2001) "From Majoritarian to Pluralist Democracy? : Electoral Reform in Britain since 1997", *Journal of Theoretical Politics*, Vol. 13, No. 3, pp. 295-319.
- Dunleavy, Patrick, Helen Margetts, Brendan O'Duffy, and Stuart Weir (1998) *Modelling Alternative Electoral Systems in British Conditions in the 1990's [computer file, SN388I]*, Colchester : UK Data Archive [distributor].
- Dutton, David (2004) *A History of the Liberal Party*, Basingstoke : Palgrave.
- Duverger, Maurice (1954) *Political Parties*, London : Mathuen.
- Farrell, David M. and Michael Gallagher (1999) "British Voters and Their Criteria for Evaluating Electoral Systems", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 1, pp. 293-316.
- Farrell, David M. (2001) *Electoral Systems : A Comparative Introduction*, Basingstoke : Palgrave.
- (2002) "The United Kingdom Comes of Age : The British Electoral Reform" Revolution "of the 1990s", in Matthew Søberg Shugart and Martin P. Wattenberg eds. *Mixed Member Electoral Systems : The Best of Both Worlds?*, Oxford : Oxford University Press, pp. 521-541.
- Ferrara, Federico, Erik S. Herron, and Misa Nishikawa (2005) *Mixed Electoral Systems : Contamination and its Consequences*, Basingstoke : Palgrave.
- Flora, Peter, Stein Kuhnle, and Derek Urwin eds. (1999) *State Formation, Nation Building, and Mass Politics in Europe : The Theory of Stein Rokkan*, Oxford : Oxford University Press.
- Gallagher, Michael and Paul Mitchell eds. (2005) *The Politics of Electoral Systems*, Oxford : Oxford University Press.
- Gschwend, Thomas (2003) "Ticket-Splitting and Strategic Voting in Mixed Electoral

- Systems", MZES Working Paper No. 61.
- Hamill, Jeffrey S. (2006) "Electoral Reform : Fact or Fiction?", New Zealand and Italy's Experience with New Electoral Systems. Paper presented to Workshop on Linking Institutions.
- Hart, Jenifer (1992) *Proportional Representation : Critics of the British Electoral System, 1820-1945*, Oxford : Clarendon Press.
- Hassan, Gerry and Douglas Fraser eds. (2004) *The Political Guide to Modern Scotland*, London : Politico's.
- Hassan, Gerry and Chris Warhurst eds. (2000) *The New Scottish Politics : The First Years of the Scottish Parliament and Beyond*, Norwich : The Stationary Office.
- Hassan, Gerry and Chris Warhurst (2001) "New Scotland? : Policy, Parties and Institutions". *Political Quarterly*, Vol. 72, pp. 213-226.
- Hassan, Gerry ed. (2007) *The Scottish Labour Party : History, Institutions and Ideas*, Edinburgh : Edinburgh University Press.
- HM Government ed. (1998) *The Report of Independent Commission on the Voting System (Cm 4090)*, London : The Stationary Office.
- (2007) *The House of Lords Reform (Cm 7027)*, London : The Stationary Office.
- House of Commons Scottish Affairs Committee (2006) "Putting Citizens First : The Report From the Commission on Boundary Differences and Voting Decisions", House of Commons (HC 924).
- Independent Commission on Proportional Representation (2003) "Changed Voting Changed Politics : Lessons of Britain's Experience of PR since 1997, Final Report of the Independent Commission to Review Britain's Experience of PR Voting Systems." The Constitution Unit.
- Johnston, Ron, Charles Pattie, Danny Dorling, and David Rossiter (2001) *From Votes to Seats : The Operation of the UK Election System since 1945*, Manchester : Manchester University Press.
- Johnston, Ron, Charles Pattie, and David Rossiter (2005) "The Election Results in the UK Regions", *Parliamentary Affairs*, Vol. 58, pp. 786-801.
- Karp, Jeffrey A. and Susan A. Banducci (2002) "Issues and Party Competition under Alternative Electoral Systems", *Party Politics*, Vol. 8, pp. 123-141.
- Karp, Jeffrey A. and Shaun Bowler (2001) "Coalition Government and Satisfaction with Democracy : An Analysis of New Zealand's Reaction to Proportional Representation", *European Journal of Political Research*, Vol. 40, pp. 57-79.
- Karp, Jeffrey A. (2003) "Incentive to Mobilise? : The Effects of Proportional Representation on Party Activity in New Zealand", Annual Conference of Pacific Northwest Political Science Association.
- Kavanagh, Dennis (1992) *Electoral Politics*, Oxford : Oxford University Press.
- Kawato, Sadafumi (2000) "Strategic Contexts of the Vote on Political Reform Bills",

- Japanese Journal of Political Science*, Vol. 1, No. 1, pp. 23-51.
- Klingemann, Hans-Dieter, Andrea Volkens, Judith Bara, Ian Budge, and Michael McDonald (2006) *Mapping Policy Preferences II : Estimates for Parties, Elections, and Governments in Eastern Europe, European Union and OECD 1990-2003*, Oxford : Oxford University Press.
- Laffin, Martin and Eric Shaw (2007) "British Devolution and the Labour Party : How a National Party Adapts to Devolution", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 9, pp. 55-72.
- Laffin, Martin, Eric Shaw, and Gerald Taylor (2007) "The New Sub-National Politics of the British Labour Party", *Party Politics*, Vol. 13, pp. 88-108.
- Lijphart, Arend, Rafael Lopez Pintor, and Yasunori Sone (1986) "The Limited Vote and the Single Nontransferable Vote : Lessons from the Japanese and Spanish Examples", in Bernard Grofman and Arend Lijphart eds. *Electoral Laws and Their Political Consequences*, London : Agathon Press.
- Lijphart, Arent (1977) *Democracy in Plural Societies : A Comparative Exploration*, New Haven : Yale University Press.
- Lundberg, Thomas Carl (2006) "Second Class Representatives? : Mixed Member Proportional Representation in Britain", *Parliamentary Affairs*, Vol. 59, pp. 60-77.
- MacKenzie, Kenneth (2002) "'Great Expectations' : The Scottish Experience", Paper Presented to PSA Conference.
- MacKuen, Michael B. and George Rabinowitz (2003) *Electoral Democracy*, Ann Arbor : University of Michigan Press.
- Margetts, Helen and Patrick Dunleavy (1999) "Reforming the Westminster Electoral System : Evaluating the Jenkins Commission Proposals", *British Elections & Parties Review*, Vol. 9, pp. 46-71.
- Margetts, Helen, Peter John, and Stuart Weir (2004) "Latent Support for the Far-Right in British Politics : The BNP and UKIP in the 2004 European and London Politics", PSA EPOP Conference.
- McAllister, Laura (2004) "Steady State or Second Order? The 2003 Elections to the National Assembly for Wales", *Political Quarterly*, Vol. 75, pp. 73-82.
- (2005) "The Value of Independent Commissions : An Insider's Perspective on the Richard Commission", *Parliamentary Affairs*, Vol. 58, No. 1, pp. 38-52.
- McDonald, Michael D. and Ian Budge (2005) *Elections, Parties, Democracy : Conferring the Median Mandate*, Oxford : Oxford University Press.
- Mitchell, James, David Denver, Charles Pattie, and Hugh Bochel (1998) "The 1997 Devolution Referendum in Scotland", *Parliamentary Affairs*, Vol. 51, pp. 166-181.
- Mitchell, James (1999) "The Creation of the Scottish Parliament : Journey without End", *Parliamentary Affairs*, No. 52, pp. 649-665.
- Mitchell, Paul (2005) "The United Kingdom : Plurality Rule under Siege", in Michael

- Gallagher and Paul Mitchell eds. *The Politics of Electoral Systems*, Oxford : Oxford University Press, pp. 157-184.
- Moser, Robert G. and Ethan Scheiner (2004) "Mixed Electoral Systems and Electoral System Effects : Controlled Comparison and Cross-National Analysis", *Electoral Studies*, Vol. 23, pp. 575-599.
- New Zealand Election Study (2000) "Electoral System Opinion and the Evolution of MMP : A Report to the Electoral Commission".
- Nishikawa, Misa and Erik S. Herron (2004) "Mixed Electoral Rules' Impact on Party Systems", *Electoral Studies*, Vol. 23, pp. 753-768.
- Norris, Pippa (1995a) "Introduction", *International Political Science Review*, Vol. 16, pp. 3-8.
- (1995b) "The Politics of Electoral Reform in Britain", *International Political Science Review*, Vol. 16, pp. 65-78.
- (2004) *Electoral Engineering : Voting Rules and Political Behavior*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Norton, Philip and David Wood (1993) *Back From Westminster : British Members of Parliament and Their Constituents*, Lexington : The University Press of Kentucky.
- O'Neill, Michael (2004) *Devolution and British Politics*, Essex : Pearson Longman.
- Paterson, Lindsay, Alice Brown, John Curtice, Kerstin Hinds, David McCrone, Alison Park, Kerry Sproston, and Paula Surridge (2001) *New Scotland, New Politics?*, Edinburgh : Polygon.
- Pattie, Charles and James Mitchell (2006) "Electoral Reform Reformed? : The Arbutnott Commission and Scottish Parliament Elections", *Representation*, Vol. 42, pp. 195-207.
- Reilly, Ben and Andrew Reynolds (1999) *Electoral Systems and Conflict in Divided Societies*, Washington D.C. : National Academies Press.
- Rokkan, Stein (1970) *Citizens, Elections, Parties : Approaches to the Comparative Study of the Process of Development*, Oslo : Universitetsforlaget.
- Sakamoto, Takayuki (1999) "Explaining Electoral Reform : Japan versus Italy and New Zealand", *Party Politics*, Vol. 5, pp. 419-438.
- Scottish Centre for Social Research (2005) *Scottish Social Attitudes Survey, 2003 (SN : 5076)* [computer file], Essex : UK Data Archive [distributor].
- Scottish Executive (1997) *Scotland's Parliament*, Edinburgh : The Scottish Office.
- Seldon, Anthony (2004) *Blair*, London : Free Press.
- Shugart, Matthew Søberg and Martin P. Wattenberg (2002a) "Mixed-Member Electoral Systems : A Definition and Typology", in Matthew Søberg Shugart and Martin P. Wattenberg eds. *Mixed Member Electoral Systems : The Best of Both Worlds?*, Oxford : Oxford University Press, pp. 9-24.
- Shugart, Matthew Søberg and Martin P. Wattenberg (2002b) *Mixed-Member Electoral Systems : The Best of Both Worlds?*, Oxford : Oxford University Press.

- Stuart, Mark (2005) *John Smith : A Life*, London : Politico's.
- Taylor, Brian (2002) *Scotland's Parliament : Triumph and Disaster*, Edinburgh : Edinburgh University Press.
- (2003) *The Scottish Parliament : The Road to Devolution*, Edinburgh : Edinburgh University Press.
- Thames, Frank C. and Martin S. Edwards (2006) "Differentiating Mixed-Member Electoral Systems : Mixed-Member Majoritarian and Mixed-Member Proportional Systems and Government Expenditures", *Comparative Political Studies*, Vol. 39, pp. 905-927.
- Tsebelis, George (1990) *Nested Games : Rational Choice in Comparative Politics*, Berkeley : The University of California Press.
- Vowles, Jack, Jeffrey A. Karp, and Susan Banducci (2000) "Proportional Representation on Trial : Elite vs. Mass Opinion on Electoral System Change in New Zealand", Annual Conference of American Political Science Association.
- Wales Office (2005) *Better Governance for Wales (Cm 6582)*, London : The Stationary Office.
- Weir, Stuart (1992) "Waiting for Change : Public Opinion and Electoral Reform", *Political Quarterly*, Vol. 63, pp. 197-221.
- Westlake, Martin (2001) *Kinnock : A Biography*, London : Little, Brown & Company.
- Wright, Kenyon (1997) *The People Say Yes : The Making of Scotland's Parliament*, Argyll : Argyll.
- 秋本富雄 (2004) 「スコットランド政党競争空間の変容」『選挙学会紀要』第2巻, 51-69頁.
- 梅川正美 (2006) 「イギリスは分裂するのか : 地域分権とイギリスの将来」梅川正美・阪野智一・力久昌幸 (編) 『現代イギリス政治』成文堂, 61-82頁.
- 大山札子 (2003) 『比較議会政治論 : ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデル』岩波書店.
- 甲斐祥子 (2003) 「比例代表制運動とイギリス政治 : 1884-85年を中心に」『帝京国際文化』第17巻, 153-171頁.
- (2004) 「イギリス選挙制度改革と単記移譲式比例代表制」『帝京国際文化』第18巻, 89-110頁.
- 川人貞史 (2004) 『選挙制度と政党システム』木鐸社.
- 河野 勝 (2002) 『制度 (社会科学の理論とモデル12)』東京大学出版会.
- 小館尚文 (2001) 「スコットランド問題をめぐる政党政治 : 労働党と権限委譲」『国家学会雑誌』第114巻, 第7/8号, 567-628頁.
- 大黒太郎 (1999) 「選挙制度の改変はなぜ成功したか? : 日本とイタリアにおける「政治改革」比較」『レヴァイアサン』第25巻, 123-153頁.
- 富田理恵 (2002) 「スコットランド自治運動 : その背景と過程」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第8巻, 131-151頁.

- 成廣 孝 (2006)「自由民主党：第三党の苦闘と再生」梅川正美・阪野智一・力久昌幸 (編)
『現代イギリス政治』成文堂, 235-253頁.
- 西平重喜 (2003)『各国の選挙：変遷と実状』木鐸社.